

# 明星学園をささえる会会則

平成 28 (2016) 年 11 月 18 日 制定

(名称)

第 1 条 本会は、明星学園をささえる会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を東京都三鷹市井の頭 5 丁目 7 番地 7 号、明星学園（以下「学園」という）内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、学園の教育理念を広く共有し、教育環境の整備および教育諸活動の充実のための財政などを援助し、学園の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 援助資金募集に関する事業
- (2) 学園および本会を広報するための事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 5 条 本会は、次の中から本会の趣旨、目的に賛同する法人、団体、個人をもって構成する。

- (1) 学園保護者および旧保護者
- (2) 学園教職員および旧教職員
- (3) 学園に在籍経験のある方
- (4) 本会の目的、趣旨に賛同する法人、団体、個人

(会費)

第 6 条 本会の会費は、2,000 円以上とし、年 1 回徴収する。

2. 会費の一部を運営資金とし、本会の目的達成のための運営に充てる。それ以外を援助資金（寄付）とする。

(役員及び役員会)

第 7 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名  
会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 若干名  
副会長は会長を補佐する。
- (3) 運営委員 若干名  
運営委員は本会の運営および会計事務を担当する。
- (4) 監査 若干名  
監査は本会の経理及び運営について監査する。

2. 役員で構成する役員会を置き、事業の執行にあたる。

(役員を選出)

第8条 本会の役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は3年とし、再選を妨げない。

(総会)

第10条 本会は、次の通り総会を開催する。

(1) 通常総会は毎年1回会長が招集し、事業報告、会計報告、予算案、会則の改正および役員承認等を行う。

(2) 会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

(3) 総会は出席者をもって成立とし、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(資産)

第11条 本会の資産は下記のものとする。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 事業収入

(4) 資産から生じる収入

(5) その他の収入

(資産管理)

第12条 本会の資産は、役員会が管理する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 本会則に定めのない事項については、会の運営の必要に応じて別途定める。

附則

1. 本会則は、平成29年2月25日より施行する。